

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【公表番号】特表2009-544684(P2009-544684A)

【公表日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-050

【出願番号】特願2009-521350(P2009-521350)

【国際特許分類】

A 61 K 47/36 (2006.01)
C 09 D 5/02 (2006.01)
C 09 D 103/02 (2006.01)
C 09 D 7/12 (2006.01)
C 09 D 133/02 (2006.01)
C 09 D 133/10 (2006.01)
A 61 K 47/10 (2006.01)
A 61 K 47/38 (2006.01)
A 61 K 47/14 (2006.01)
A 61 K 47/32 (2006.01)
A 61 K 9/30 (2006.01)
A 61 K 38/00 (2006.01)
A 61 K 9/32 (2006.01)
A 61 P 35/00 (2006.01)
A 61 P 1/04 (2006.01)
A 61 K 31/606 (2006.01)

【F I】

A 61 K 47/36
C 09 D 5/02
C 09 D 103/02
C 09 D 7/12
C 09 D 133/02
C 09 D 133/10
A 61 K 47/10
A 61 K 47/38
A 61 K 47/14
A 61 K 47/32
A 61 K 9/30
A 61 K 37/02
A 61 K 9/32
A 61 P 35/00
A 61 P 1/04
A 61 K 31/606

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月27日(2010.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

水性媒体と、その中に分散されたデンプンと、前記水性媒体による前記デンプンの膨潤を制御する皮膜形成剤とを含むコーティング組成物であって、

前記コーティング組成物が、有効成分の被験体における結腸への送達のための使用であるコーティング組成物。

【請求項 2】

前記有効成分が、被験体における障害の治療または診断のための使用である請求項1記載の組成物。

【請求項 3】

前記水性媒体が、水である請求項1または請求項2に記載の組成物。

【請求項 4】

前記水性媒体が、水およびアルコール(例えばエタノール)を含む請求項1または請求項2に記載の組成物。

【請求項 5】

前記デンプンが、約10～約80%のアミロースと約20～約90%のアミロペクチンとを含む、請求項1～請求項4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 6】

前記デンプンが、約30～約80%アミロースを含み、隨意に約50～約70%アミロースを含む、請求項1～請求項5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記皮膜形成剤が、前記水性媒体による前記デンプンの膨潤を阻害し、隨意に前記皮膜形成剤が実質的に水に不溶性である請求項1～請求項6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記皮膜形成剤が、実質的に水に不溶性ポリマーである請求項7に記載の組成物。

【請求項 9】

前記皮膜形成剤が、エチルセルロースを含む請求項8に記載の組成物。

【請求項 10】

可塑剤をさらに含み、隨意に当該可塑剤がセバシン酸ジブチルである請求項1～請求項9のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

請求項1～請求項10のいずれか一項に記載の組成物でコーティングされる製剤。

【請求項 12】

少なくとも1種類の有効成分を含む、請求項11に記載の製剤。

【請求項 13】

少なくとも1種類の有効成分を含有するコアを含む請求項12に記載の製剤であって、前記コアが請求項1～請求項10のいずれか一項に記載される前記組成物でコーティングされる製剤。

【請求項 14】

前記有効成分が、医薬品、ワクチン、タンパク質、ペプチド、または診断薬である、請求項12または請求項13に記載の製剤。

【請求項 15】

外部腸溶性コーティングをさらに含み、隨意に前記腸溶性コーティングが、メタクリル酸およびアクリル酸エチルを含むモノマーの重合によって得ることができるコポリマーを含む請求項11～請求項14のいずれか一項に記載の製剤。

【請求項 16】

治療または診断に使用される、請求項12～請求項15のいずれか一項に記載の製剤。

【請求項 17】

結腸の疾患または症状の治療または診断に使用される、請求項16に記載の製剤。

【請求項 18】

放出制御製剤である、請求項 12～請求項 17 のいずれか一項に記載の製剤。

【請求項 19】

水性媒体と、デンプンと、前記水性媒体による前記デンプンの膨潤を制御する皮膜形成剤とを混合するステップを含む、請求項 1～請求項 10 のいずれか一項に記載の組成物の製造方法。

【請求項 20】

デンプンを含む分散体と前記皮膜形成剤を含有する分散体とを混合するステップを含み、随意に前記皮膜形成剤を含有する前記分散体が可塑剤も含有する請求項 19 に記載の製造方法。

【請求項 21】

前記組成物で製剤をコーティングするステップをさらに含む、請求項 19 または請求項 20 に記載の製造方法。

【請求項 22】

結腸の疾患または症状の治療または診断のための、請求項 12～請求項 18 のいずれか一項に記載の製剤の使用。